

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【海技教育機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月17日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	独立行政法人海技教育機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。 ○ 海技大学校児島分校については、平成25年度中に現物により国庫納付する予定である。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。 ○ 海技大学校児島分校については、平成25年度中に現物により国庫納付する予定である。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● 保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。 ○ 海技大学校児島分校については、平成25年度中に現物により国庫納付する予定である。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 事務所等の運営は、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 ● 管理業務等の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を6%程度削減することとしている。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 平成23年度末をもって児島清算室を廃止した。 ● 保有資産の必要性について、不断に見直しを行うこととしている。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度、平成23年度及び平成24年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース) 一般競争等 345,068千円(84.3%)、競争性のない随意契約 64,152千円(15.7%) (件数ベース) 一般競争等 58件(71.6%)、競争性のない随意契約 23件(28.4%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争等 224,274千円(78.7%)、競争性のない随意契約 60,567千円(21.3%) (件数ベース) 一般競争等 32件(58.2%)、競争性のない随意契約 23件(41.8%)</p> <p>平成24年度 (金額ベース) 一般競争等 363,863千円(87.1%)、競争性のない随意契約 53,867千円(12.9%) (件数ベース) 一般競争等 30件(60.0%)、競争性のない随意契約 20件(40.0%)</p> <p>※ 競争性のない随意契約の割合が高いのは、契約の相手方が地方公共団体等1者しかない契約であるため。</p> <p>●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、応札が容易になるよう公告期間を長くする等の取組を実施した。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係性を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保している。</p> <p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● 共同調達の実施等を検討する。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準拠して役員及び職員の給与規程等を改正し、役職員の給与を削減した。 ● 「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等」に準拠して役員及び職員の退職手当規程を改正し、役職員の退職手当支給水準を引き下げた。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	● 引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、引き続き実施していく。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 一般管理費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を6%程度抑制する、業務経費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を2%程度抑制する、との目標を設定済みであり、この達成に向け、簡素な管理部門、効率的な運営体制の確保による業務運営コストの削減に取り組むこととしている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 理事長を委員長とする内部評価委員会を設置し、的確に内部監査を実施している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 海上技術学校及び海上技術短期大学校の授業料について、平成22年度から毎年月額1,000円引き上げ、平成25年度の入学生は月額9,000円にしている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 協賛・寄附等が見込める事業については、船員教育機関及び海運会社等の連携を強化して実施する。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 出版物の著作権について、自己収入の拡大を図れるよう努めていく。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>該当なし。</p>

No.	85	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人海技教育機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 船員養成・再教育事業	受益者負担の拡大	23年度中に実施	次期中期目標期間中（平成23年度から平成27年度）に海上技術学校及び短期大学の授業料（平成21年度月額5,000円）を公立高校並に引き上げる（平成27年度月額9,900円）。さらに、どの程度の受益者負担を目指すかについて目標を定め、更なる受益者負担の拡大（授業料及び海運業界等からの負担の拡大）を図るための実施計画を平成23年度中に策定する。	2b	海上技術学校及び短期大学の授業料について、平成27年度に月額9,900円とするため、平成22年度入学生から毎年月額1,000円引き上げており、平成24年度の入学生は月額8,000円に引き上げた。 受益者負担の拡大については、平成24年3月、学識経験者、海運事業者、船員教育・訓練機関、船員の代表者及び国（国土交通省、文部科学省）からなる「船員（海技者）の確保・育成に関する検討会」において、内航海運事業者による社船実習を平成25年度に開始すること等について取りまとめを行った。 これを踏まえ、各取組に関する具体的な実施計画を平成24年度に策定することとされていたが、前提となっている「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）が凍結されているため、その取扱いについて見極めているところ。	今後の独法改革の議論を踏まえ検討する。
	船員養成の効果的・効率的実施	23年度から実施	乗船実習を行う航海訓練所及び座学を行う船員教育機関15校（商船系大学2校、商船系高等専門学校5校、海技教育機構の海技大学1校、海上技術短期大学3校及び海上技術学校4校。以下同じ。）の連携強化等により、船員養成を効果的・効率的に行う。 なお、船員教育の一貫性を高め、管理業務の合理化を図る観点から、航海訓練所と海技教育機構等の船員教育機関15校の事業の在り方について検討する。	2a	平成24年3月、「船員（海技者）の確保・育成に関する検討会」において、効果的かつ効果的な船員教育・訓練の実施のため、教育機関に加え海運業界とも連携強化を図るとともに、船員志望者に対し重点的に乗船実習を行うスキーム等効果的な船員養成方策について取りまとめを行った。 なお、「独立行政法人の制度・組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、航海訓練所及び海技教育機構は統合することとされていたが、平成25年1月の閣議決定により（2法人の統合は）当面凍結とされているため、その取扱いについて見極めているところ。	今後の独法改革の議論を踏まえ検討する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02 不要資産の国庫返納	海技大学校児島分校	22年度以降実施	児島分校（倉敷）を国庫納付する。	2a	平成25年度内を目途に国庫納付（現物納付）することで、中国財務局等と調整中である。	平成25年度内を目途に国庫納付（現物納付）することで、引き続き中国財務局等と調整する。
03 事務所等の見直し	児島清算室の廃止	22年度以降実施	児島清算室を廃止する。	1a	平成23年度末をもって児島清算室を廃止した。	

No.	85	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人海技教育機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	船員再教育事業	上級海技士資格取得コースのうち、1級及び2級海技士コースを平成20年度から廃止する。	1	平成20年4月から1級及び2級海技士コースを廃止した。	-
2	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	海技大学校の児島分校については、その機能を海技大学校本校等へ統合し、校舎は廃止する。	1	平成21年3月末をもって教育業務を停止した海技大学校児島分校の教育設備等を、平成21年度に海技大学校に移転し、サービスの質を低下させることなく教育業務を継承している。	-
3	組織の見直し	組織体制の整備	平成18年4月の海技大学校と海員学校の統合を踏まえ、本部における管理機能を強化し、法人の一層の効率的運営を図るため、本部と各学校(9校)の人員配置の見直しを行う。	1	平成18年4月に主たる本部を静岡市に設置し、芦屋市(海技大学校)にも本部の一部を組織していたが、平成22年4月より全本部機能を静岡市に集約し、全国に展開する各学校の運営を一括して管理する本部体制を確立している。	-
4	運営の効率化及び自律化	自己収入の拡大	実務教育の実施に当たっては、当該教育に係る実費及び海運業界の状況等を勘案しつつ、適切な受益者負担を導入する。	1	運航実務コースの平成25年度の授業料については、授業1時間当たりのコストとして物件費相当額を反映した引き上げを実施した。	-
5	運営の効率化及び自律化	自己収入の拡大	海上技術短期大学校及び海上技術学校の授業料については、人材確保上教育機関として魅力を失わないことに配慮しつつ、将来的に公立の高等学校の水準を確保するべく、段階的に引き上げる。	1	平成22年の閣議決定に基づき、海上技術短期大学校及び海上技術学校の授業料を平成27年度までに公立高校並み(月額9,900円)に引き上げることとしている。	-